

平成２２年度東京都税制調査会

第２回 小委員会

〔所得格差問題と税制に関する資料〕

平成２２年５月２４日

所得格差問題と税制に関する資料 目次

資 料 名	頁
平成21年度年次経済財政報告 説明資料（抜粋）	1
平成22年度税制改正大綱（抜粋）	4

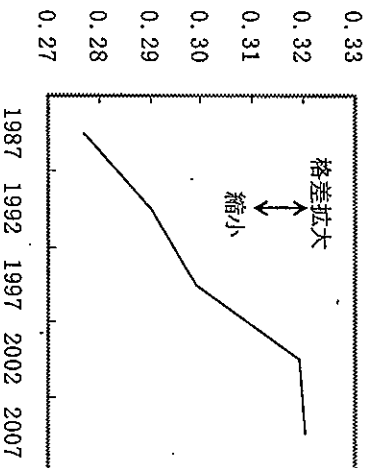
【第2節】賃金・所得格差と再分配効果 1 賃金・所得格差の現状

- ・ 賃金、家計所得（再分配前）の格差の拡大傾向は続いている。
- ・ 賃金格差の拡大には、非正規化が寄与したと見られるが、家計所得に関しては、引き続き高齢化等の人口動態要因が格差拡大方向に寄与している。

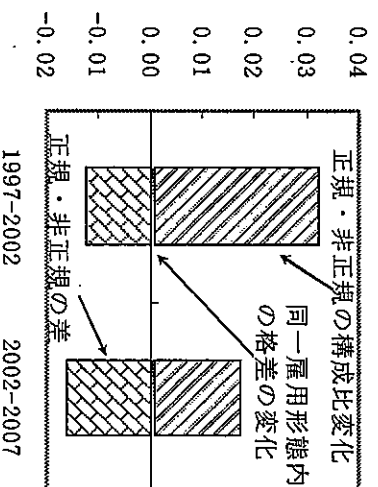
第3-2-2図 労働所得の格差の要因分解

労働所得の格差は緩やかに拡大しており、雇用の非正規化がその主因

(1) 労働所得のMLDの推移



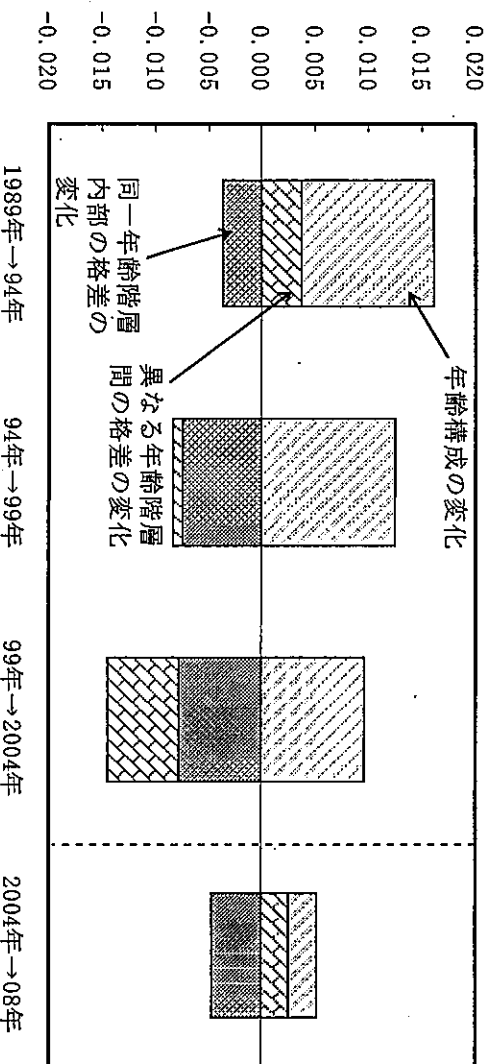
(2) 最近の変化の要因分解



(備考) 「就業構造基本調査」より作成。役員と正規雇用者を一グループとして計算。

第3-2-5図 家計所得の格差の要因分解

(ポイント) 家計の所得格差については、高齢化等の年齢構成の変化が押上げに寄与

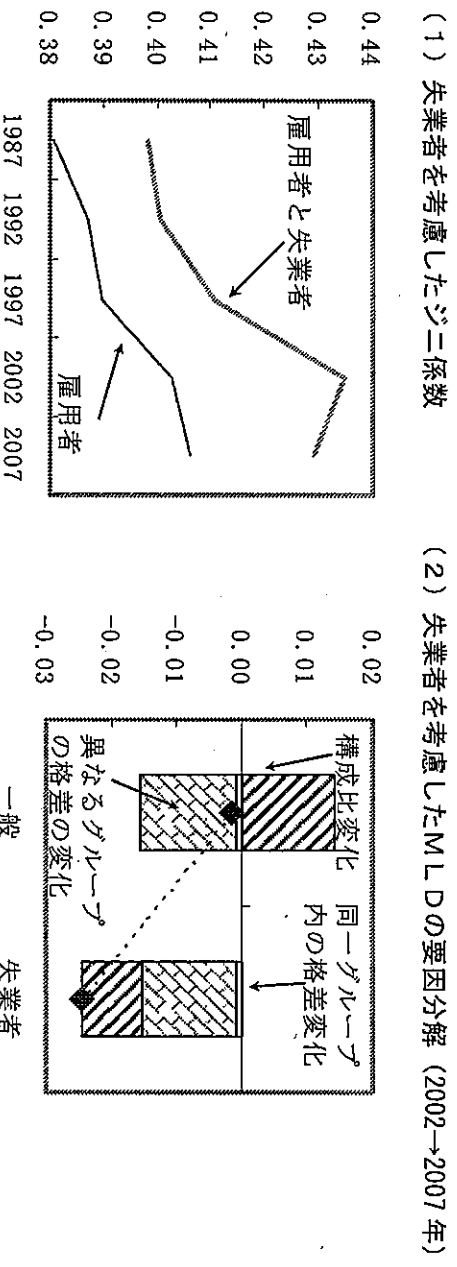


(備考) 総務省「全国消費実態調査」「家計調査」を特別集計し推計。2004年→2008年のみ、家計調査に基づくことに留意が必要。総世帯の年間収入（公的年金・恩給を含む）に関する平均対数偏差（MLD）の要因分解。

2 景気後退と所得格差

- 所得格差拡大や相対的貧困率に対し、失業の増加は大きな影響を与える。失業を加味した所得格差を見ると、景気回復局面で格差は縮小した。
- 長期失業はキャリアアの中断により中長期的な賃金格差の拡大につながる。景気回復こそが最大の格差対策であると考えられる。

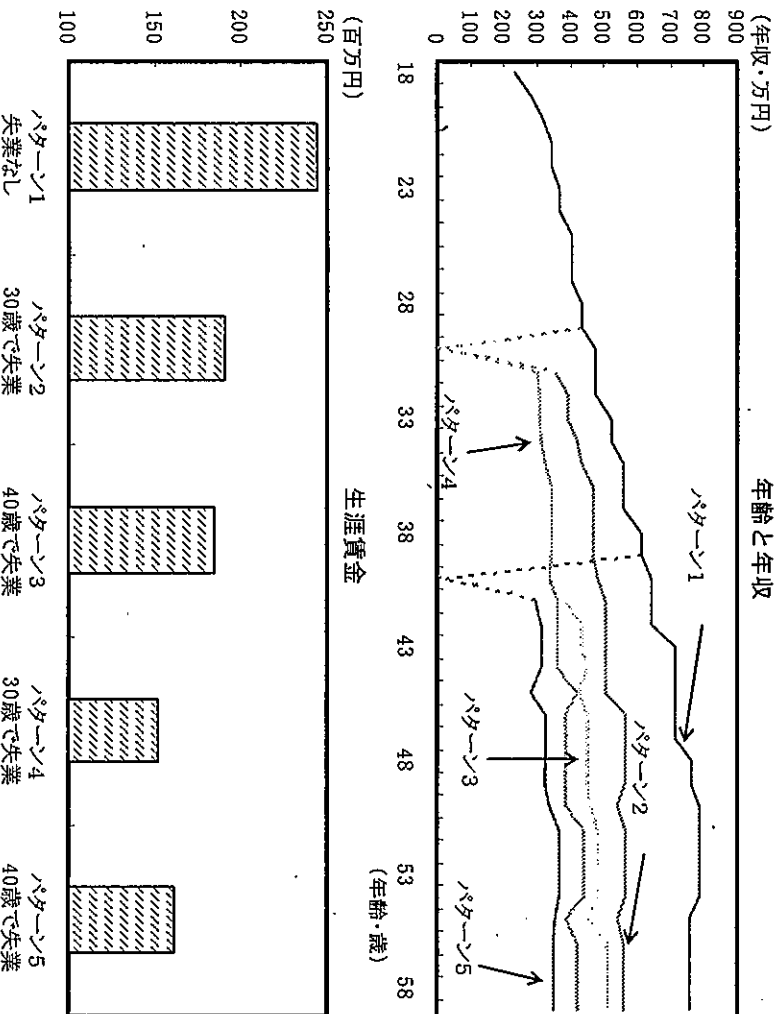
第3-2-9図 失業を加味した賃金格差の推移
失業率の改善により労働所得の格差が縮小



(備考) 「就業構造基本調査」、「労働力調査」より作成。一般雇用者のMLDの要因分解では、正規およびそれ以外の2つのグループに分割。失業者を考慮したMLDの要因分解では、1年以上の長期失業者を3つのグループとして計上。

第3-2-10図 失業が賃金に与える影響

失業を経験すると賃金面で大きな不利



(備考) 厚生労働省「平成19年賃金構造基本統計」により作成。データ上、失業と転職は区別されていない。高卒男性。

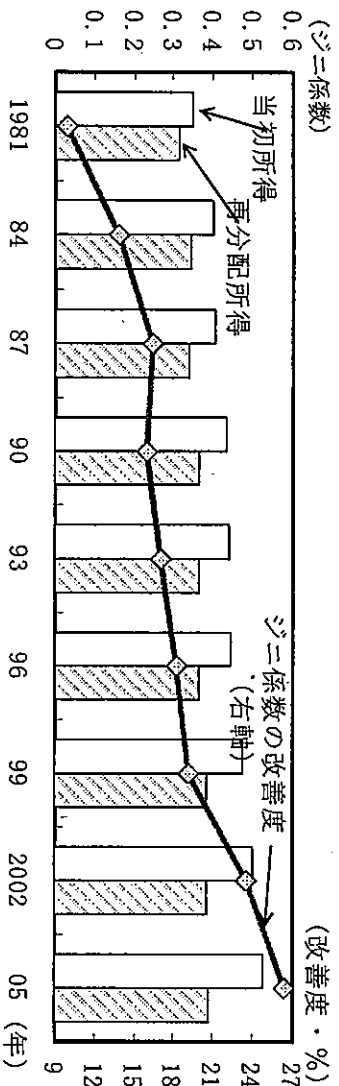
3 税・社会保障による所得再分配

- 所得再分配が格差縮小に果たす役割は高まっている。税については再分配機能が低下しているが、高齢化の影響から社会保障による再分配は見かけ上、高まっている。
- 再分配の様子をやや詳しく見ると、高齢者以外の年齢層では再分配後もほとんど格差は変わらない。再分配効果が低下する中で、公的年金中心の現行の再分配制度は現役世代の格差是正という観点からは限界がある。

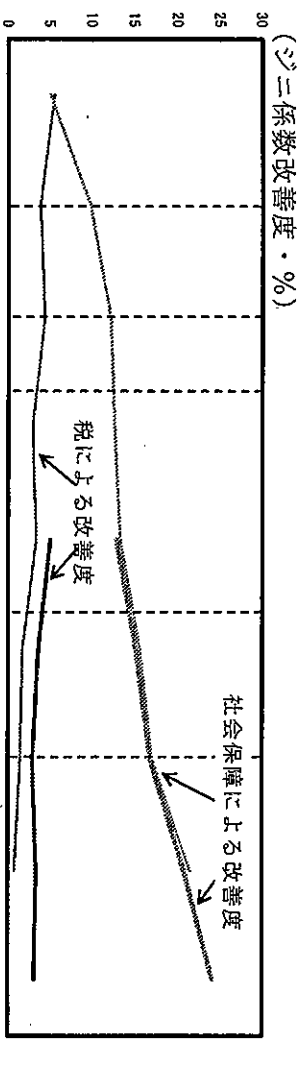
第3-2-11 図 再分配前後の所得格差（ジニ係数）と改善度の推移

所得再分配による改善度は年々高まっているが、社会保障による改善が中心

(1) 再分配前後のジニ係数と改善度の推移

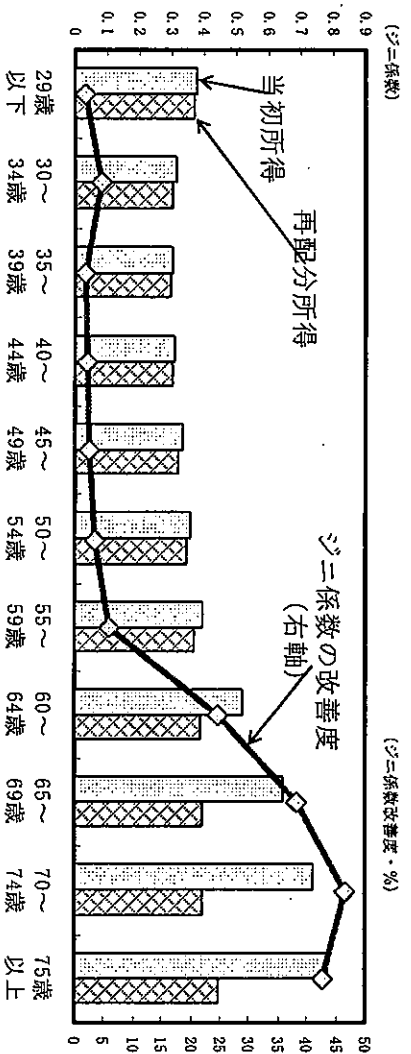


(2) ジニ係数の改善度寄与度分解



(備考) 厚生労働省「所得再分配調査」により作成。(2) 図の細線は旧方式、太線は2005年以降公表の新方式による。

第3-2-16 図 年齢別再分配前後の所得格差（ジニ係数）の変化
若い若年層における再分配効果



(備考) 厚生労働省「所得再分配調査」により作成。2005年調査の値。世帯主の年齢階級別。

平成22年度税制改正大綱（抜粋）

2. 個人所得課税

（1）所得税

③ 改革の方向性

所得再分配機能を回復し、所得税の正常化に向け、税率構造の改革のほか、以下のような改革を推進します。

第一に、的確に所得捕捉できる体制を整え、課税の適正化を図るために、社会保障・税共通の番号制度の導入を進めます。ただし、一般の消費者を顧客としている小売業等に係る売上げ（事業所得）や、グローバル化が進展する中で海外資産や取引に関する情報の把握などには一定の限界があり、番号制度も万能策ではないという認識も必要です。

第二に、所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当への転換を進めます。

第三に、本来、全ての所得を合算して課税する「総合課税」が理想ではありますが、金融資産の流動性等にかんがみ、当面の対応として、景気情勢に十分配慮しつつ、株式譲渡益・配当課税の税率の見直しに取り組むとともに、損益通算の範囲を拡大し、金融所得の一体課税を進めます。

（2）個人住民税

前述した通り、平成22年度税制改正では所得税において①0歳から15歳までの子どもを控除対象とする扶養控除の廃止、②16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止を行います。税体系上の整合性の観点等から、個人住民税についても平成22年度税制改正において同様の措置を講じます（平成24年度分からの適用となります）。その際、扶養控除等の見直しにより国民健康保険料等に影響が生じることになりますが、制度の所管府省において、負担の基準の見直し・経過措置の導入など、適切な措置を講じることとします。さらに、今後の所得税における控除整理も踏まえ、控除のあり方について検討を進めます。

平成22年度税制改正大綱（抜粋）

5. 資産課税

（1）相続税・贈与税

相続税は格差是正の観点から、非常に重要な税です。バブル期の地価急騰に伴い、相続税の対象者が急激に広がったことなどから、基礎控除の引上げや小規模宅地等の課税の特例の拡充により、対象者を抑制する等の改正が行われました。バブル崩壊後、地価が下落したにもかかわらず、基礎控除の引下げ等は行われてきませんでした。そのため、相続税は100人に4人しか負担しない構造となり、最高税率の引下げを含む税率構造の緩和も行われてきた結果、再分配機能が果たしているとは言えません。また、金融資産の増加などの環境の変化が見られます。

今後、格差是正の観点から、相続税の課税ベース、税率構造の見直しについて平成23年度改正を目指します。

その見直しに当たっては、我が国社会の安定や活力に不可欠な中堅資産家層の育成や事業の円滑な承継等に配慮しつつ、本人の努力とは関係のない大きな格差が固定化しない社会の構築や課税の公平性に配慮すべきです。

さらに、相続税の課税方式の見直しに併せて、現役世代への生前贈与による財産の有効活用などの視点を含めて、贈与税のあり方も見直していく必要があります。

また、法人等を利用した租税回避への対応など、課税の適正化の観点からの見直しを引き続き行っていくきます。